

改正

平成30年12月28日告示第150号

令和 2 年 3 月18日告示第19号

令和 7 年 3 月10日告示第33号

名張市空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き家バンク制度の実施に関し必要な事項を定め、空き家等に関する情報を発信することにより、空き家等の活用及び流通を図り、もって名張市（以下「市」という。）への移住及び市における定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内の建築物（主に居住を目的として建築されたもの）又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないもの（居住その他の使用がなされなくなる日が決まっているものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）並びに住宅用地として使用することが法令上認められた土地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 空き家等に関する情報を登録し、空き家等の売買又は賃貸借を希望する者に対して、当該情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱の規定は、この要綱の規定による空き家等の取引以外の取引を行うことを妨げるものではない。

(空き家等の登録の申込み等)

第 4 条 空き家等の所有者等は、空き家バンク制度を利用して当該空き家等に関する情報を登録しようとするときは、空き家バンク制度登録申込書（様式第 1 号）及び誓約書（空き家等所有者用）（様式第 1 号の 2）に空き家バンク制度登録カード（様式第 2 号）を添えて市長に提出することにより、申込みを行わなければならない。この場合において、誓約書（空き家等所有者用）（様式第 1 号の 2）は、空き家等の所有者が記載するものとする。

- 2 市長は、前項の申込みがあった場合において、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家バンク制度登録カードに記載された事項を登録するものとする。この場合において、市長は、当該事項を記載した台帳を作成するものとする。
- 3 市長は、前項前段の規定による登録（以下「情報提供登録」という。）をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書（様式第3号）により第1項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の申込みを行った者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であるときは、情報提供登録をしないものとする。
- 5 市長は、情報提供登録をしていない空き家等で、情報提供登録が適当と認めるものは、当該空き家等の所有者等に対して情報提供登録を勧めることができる。
- 6 情報提供登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、再度情報提供登録をすることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 情報提供登録を受けた者（以下「情報提供登録者」という。）は、当該情報提供登録に係る事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書（様式第4号）に当該変更の内容を記載した空き家バンク制度登録カードを添えて市長に提出することにより、届出を行わなければならない。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 市長は、情報提供登録をした空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、空き家バンク制度登録抹消申出書（様式第5号）の提出があったとき、又は情報提供登録が適当でないと認めたときは、当該情報提供登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度登録抹消通知書（様式第6号）により当該情報提供登録者に通知するものとする。

（情報の公開及び提供並びに利用登録）

第7条 市長は、必要に応じて情報提供登録をした空き家等に関する情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家等の購入又は賃借を希望する者に当該情報を提供するものとする。

- （1） 物件番号
- （2） 売却又は賃貸の別
- （3） 所在地

- (4) 希望売却価格若しくは賃料又はその両方
- (5) 物件の概要及び状況
- (6) 位置図
- (7) 配置図及び間取り図
- (8) 外観及び内部等の現況写真
- (9) その他特記事項

2 前項の規定による提供を受けようとする者は、空き家バンク制度利用者登録申込書（様式第7号）に誓約書（空き家バンク制度利用者登録用）（様式第7号の2）を添えて市長に提出することにより、申込みを行わなければならない。

3 市長は、前項の申込みがあった場合において、その内容を確認し、当該申込みを行った者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、当該申込みに関する事項を登録するものとする。
この場合において、市長は、当該事項を記載した台帳を作成し、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（様式第8号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在すること。
- (2) 地域住民と協調して生活すること。

4 市長は、第2項の申込みを行った者が暴力団員等であるときは、利用登録（前項前段の規定による登録をいう。以下同じ。）をしないものとする。

5 市長は、必要に応じて、利用登録がされた情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、情報提供登録者に当該情報を提供するものとする。

- (1) 購入又は賃借の別
- (2) 利用目的
- (3) 希望条件
- (4) 希望地区等

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該利用登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（様式第9号）を市長に提出することにより、届出を行わなければならない。

（利用登録の抹消）

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該利用登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度利用者登録抹消通知書（様式第10号）により当該利用登録者（第5号に掲げる事由に該当す

る者を除く。)に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条第3項各号に掲げる要件を欠くと認められるとき。
- (2) 利用登録者が情報提供登録された空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 第7条第2項の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク制度利用者登録抹消申出書(様式第11号)の提出により、利用登録の抹消を希望する旨の申出があったとき。
- (5) 利用登録の日から2年を経過したとき。ただし、2年を経過する日までに改めて第7条第2項の申込みがあり、利用登録をしたときを除く。
- (6) 利用登録者が暴力団員等であることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第10条 利用登録者は、情報提供登録がされた空き家等の購入又は賃借について交渉を希望するときは、市長に申込みを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあった場合は、利用登録者が購入又は賃借を希望する空き家等に係る情報提供登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた情報提供登録者又はその代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉の上、契約の可否を市長に報告しなければならない。
- 4 第1項の申込みは、第7条第2項の申込みと同時に行うことができる。

(情報提供登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 市は、情報提供登録者と利用登録者とが行う空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約(以下この条において「交渉等」という。)については、直接関与しない。

- 2 交渉等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決しなければならない。
- 3 市は、情報提供登録者と利用登録者とが交渉等に係る媒介等を行う者の紹介を希望した場合は、当該媒介等に関し公益社団法人三重県宅地建物取引業協会三重県本部及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部との間で締結した協定に基づき、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会三重県本部又は公益社団法人全日本不動産協会三重県本部に依頼するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 利用登録者は、空き家バンク制度の利用により取得した個人情報(以下この条において「個人情報」という。)の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
 - (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第150号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第19号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日告示第33号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の申込みに係る利用登録について適用する。

年 月 日

（宛先）名張市長

申込者 〒
住所
氏名 印
電話番号

空き家バンク制度登録申込書

空き家バンク制度に登録したいので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成 2 8 年名張市告示第 7 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、この申込書及び誓約書（空き家等所有者用）（様式第 1 号の 2）に空き家バンク制度登録カード（様式第 2 号）を添えて申し込みます。

物件の所在地	名張市
物件の所有者	☐ 申込者と同じ ☐ 申込者以外 住所 氏 名 電話番号 申込者との関係

誓約書（空き家等所有者用）

（宛先）名張市長

私は、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第4条第1項の規定により、空き家バンク制度の登録の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1. 名張市空き家バンク制度実施要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
2. 空き家バンク制度登録カード（様式第2号）の記載事項のうち、申込者に関する部分を除いた情報を公開することに同意します。
3. 私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
4. 空き家バンク制度登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク制度登録カード（様式第2号）の記載事項に偽りはなく、空き家バンク制度の利用登録者との誠意ある交渉及び契約に臨むものとします。また、市は空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約について直接関与しないことを理解し、当該交渉及び契約に関する紛争が発生した場合には、私と空き家バンク制度の利用登録者との間で解決するものとします。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ㊞

（※自署の場合は押印不要）

物件所在地 _____

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク 制度登録カード										物件番号		
非公開	申込者	住 所										
		氏 名		TEL								
		携帯電話		FAX								
	その他 連絡先	住 所										
連絡先名		TEL										
公 開 (右の欄は公開しますのでご了承ください。)	区 分	☐ 売却型 ☐ 賃貸型 ☐ どちらでも可			☐ 媒介業者	☐ 希望するE ☐ 希望しない(直接取引)						
	物 件 所在地	名古屋市 (検索システム明記)										
	希 望 価 格	☐ 売却型「 円、 ☐ 価格帯は相談のうえ決定」										
		☐ 賃貸型「 円/月、 ☐ 諸等は相談のうえ決定」 - 敷金等()										
	建 物 の 概 要	用 途	☐ 住宅 ☐ その他()			建築年月	年 月 築年(築 年)					
		床面積	1階 ㎡ (坪)			1階以外	㎡ (坪)					
		構 造	☐ 木造 ☐ 新築・改修済 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			☐ 平屋造 ☐ 2階建 ☐ 3階建以上 ☐ 地階あり		☐ 瓦葺 ☐ スレート葺 ☐ セメント瓦葺 ☐ 金属板葺 ☐ その他()				
		間 取	S・K・DK・HK・SB・EK・SL・LDK・S+LDK・不明									
		補修の要否	☐ 補修不要 ☐ 多少の補修が必要 ☐ 大規模修繕が必要			補修費用 負 担	☐ 所有者 ☐ 購入者 ☐ 負担のうえ決ま					
							☐ 都市ガス ☐ プロパンガス ☐ LPガス ☐ なし					
		設 備 状 況	電 気	☐ 引き込み済 ☐ なし			ガ ス					
			上水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸 ☐ その他()								
下水道			☐ 公共下水道 ☐ 排水設備 ☐ 汚水内蔵や浄化 ☐ 合併浄化槽 ☐ 単独浄化槽 ☐ なし									
風呂			☐ ガス ☐ 石油 ☐ 電気 ☐ 薪			トイレ	☐ 水洗 ☐ 流石 / ☐ 洋式 ☐ 和式					
駐車場			☐ 車庫(台) ☐ カーポート(台) ☐ スペースのみ(台) ☐ なし									
通入路	南側 面、 最小幅員 面											
その他												
土 地	耐震診断		☐ 不要 ☐ 未 ☐ 済【 調査工事 ☐ 不要 ☐ 必要(補強工事 ☐ 済 ☐ 未)】									
	面 積	㎡ (坪)		地 目								
特 記 事 項	※近接店舗や借地権、付帯物件(倉庫や家庭菜園など)がある場合や、ペット可など、特にお知らせしたい事がある場合にご記入ください。											

※下部の欄は事務局が検用しますので、記入しなくてかまいません。

交付日	年 月 日 第 号	受理 課長印	年 月 日 第 号	登録日	年 月 日 第 号	確認	印
抹消日	年 月 日 第 号	口無効成立 口登録抹消 (口伊藤、口敬雄) 口その他()				確認	印

〈基礎もどきから始めよう。〉

〔地 図〕（別紙可）

〔間取図〕（別紙可：離れなどがある場合は、配置図もお願いします。）

※上記の地図及び間取り図は公開しますのでご了承ください。

第 号
年 月 日

様

名張市長

空き家バンク制度登録完了通知書

空き家バンク制度登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第4条第3項の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 物件所在地

3 登録日

年 月 日

4 登録期限

年 月 日

備考 登録した事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先）名張市長

届出者 住所
氏名

空き家バンク制度登録事項変更届出書

空き家バンク制度登録台帳の登録事項に変更があったので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 物件所在地

3 登録日

年 月 日

4 変更する事項

年 月 日

（宛先）名張市長

届出者 住所
氏名



空き家バンク制度登録抹消申出書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報について、抹消を希望するので、
名張市空き家バンク制度実施要綱(平成28年名張市告示第75号)第6条の規定により、
下記のとおり申し出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 物件所在地

3 登録日

年 月 日

4 抹消する理由

第 号
年 月 日

様

名張市長

空き家バンク制度登録抹消通知書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報を下記のとおり抹消しましたので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第6条の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 物件所在地

3 抹消日

年 月 日

4 抹消した理由

（宛先）名張市長

申込者 〒
 住所
 氏名
 電話番号
 メールアドレス
 ※自署の場合は押印不要

印

空き家バンク制度利用者登録申込書

空き家バンク制度を利用したいので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第7条第2項の規定により、この申込書に誓約書（空き家バンク制度利用者登録用）（様式第7号の2）を添えて申し込みます。

利用区分	☐ 購入 ☐ 賃借 ☐ どちらでも可			
利用目的	☐ 定住 ☐ 別荘 ☐ その他（ ）			
世帯員	氏 名	続柄	年齢	職 業
希望条件	購入の場合の希望価格			円まで
	賃借の場合の希望家賃			円まで
	構 造	☐ 平屋 ☐ 2階建 ☐ その他（ ）		
	間 取 り			
	駐 車 場			台
	ペ ッ ト	☐ なし ☐ あり（ ）		
	媒介業者	☐ 希望する ☐ 希望しない		
希望地区				
内覧（交渉） 希望物件	No.			
その他条件				

（宛先）名張市長

私は、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第7条第2項の規定により、空き家バンク制度の利用登録の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1. 名張市空き家バンク制度実施要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
2. 空き家バンク制度登録カード（様式第2号）等から得た情報については、他の目的に使用することはありません。
3. 空き家等を利用することとなったときは、地域住民と協調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。
4. 私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
5. 申込書記載事項に偽りはなく、空き家等の所有者との交渉及び契約に誠意をもって臨むことを誓約します。また、市は空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約については直接関与しないことを理解し、当該交渉及び契約に関する紛争が発生した場合には、私と空き家等の所有者との間で解決するものとします。

年 月 日

住所

氏名

印

（※自署の場合は押印不要）

第 号
年 月 日

様

名張市長

空き家バンク制度利用者登録完了通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第7条第3項の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 登録期限

年 月 日

備考 登録した事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先）名張市長

届出者 住所

氏名

印

※自署の場合は押印不要

空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書

空き家バンク制度利用者登録台帳の登録事項に変更があったので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 変更する事項

第 号
年 月 日

様

名張市長

空き家バンク制度利用者登録抹消通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報を下記のとおり抹消しましたので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第9条の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 抹消日

年 月 日

3 抹消した理由

年 月 日

（宛先）名張市長

届出者 住所

氏名

印

※自署の場合は押印不要

空き家バンク制度利用者登録抹消申出書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報について、抹消を希望するので、名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年名張市告示第75号）第9条第4号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 抹消する理由